

行政院環境保護署

- 【訪問先】 行政院環境保護署（台湾）
Environmental Protection Administration Government of the Republic of China (EPA)
- 【所在地】 台北市中正區中華路一段41號6樓
Tel: 02-2311-7722
- 【訪問日】 2004年9月23日（木）午前
- 【面会者】 陳 雄文（廃棄物管理處 處長）、施 純傑（廃棄物管理處 科長）、宋 以仁（廃棄物管理處 科長）、黃 拯中（廃棄物管理處 科長）、李 守讓（廃棄物管理處 環境技術師）、郭 同慶（垃圾焚化廠興建工程處 技士）、彭 致和（垃圾資源回収廠興建工程處 副工程司）、王 嶽斌（水質保護處 技正）、李 宜樺（廃棄物管理處 事業廃棄物管制中心 組長）、柯 顯文（水質保護處 主任環境工程師）、郭 益志（廃棄物管理處）、曹 賦卿 博士（科技顧問室 顧問） 敬称略（以下同様）
- 【同行者】 タクマ台北支店 元田支店長、劉氏（台田環工顧問・通訳）

1. はじめに

本報告では、実際の訪問の順序に従わず台湾全体の現状を把握するため、台湾EPAの調査内容から報告を始めることとする。

第2日目の朝に本調査団の目的である「台湾におけるPFIの現状」を理解する目的で、台湾EPA（日本に於ける環境省）を訪問した。

陳處長以下12名と大勢のご出席をいただいた。我々調査団の萩原団長からの訪問主旨説明、陳處長から台湾の廃棄物処理の概要についてプレゼンテーションを受けた。当方からの事前質問事項にご返答をいただく形で質疑が進んだ。



EPA玄関

2. 台湾の廃棄物処理及びPFIの概要

2.1 台湾における一般廃棄物排出量と処理状況

- ①一般廃棄物量 750万t/年、2.1万t/日、0.85kg/人・日。7割の1.4万t/日が焼却。3割の0.7万t/日が埋立されている。
- ②一廃の収集は政府の責任で実施。4500輢の収集運搬車と2000輢の資源回収車。清掃関連に2万人が従事。
- ③一般廃棄物施設は現在19施設が稼動中で処理能力2.1万t/日。8施設が建設中で処理能力0.44万t/日。建設中の施設が完成すれば計2.55万t/日の処理能力となり、排出量を十分処理できる。従って今後は建替以外に新しい焼却プラント建設は不要と考えられる。ごみの排出量の減少とリサイクル率のアップで、一部施設は計画中止された。
- ④台湾政府は財政逼迫から、1995年頃よりPFIを推進してきた。既設19施設の内18施設が公設で、1施設がPFI。公設の内9施設が公営、9施設が民営。
民営とはOM（運転とメンテ）を民間企業が請負う。また建設中の8施設の内5施設がPFI。PFI奨励の法律有。

⑤PFIはBOTかBOO方式で建設費用を含め、ごみ処理費（チッピングフィー）として地方政府が支払う。BOTは土地を政府が準備。BOOはSPCが土地を準備。

10～20年契約が多い。尚 公設民営のOMでは、6年で契約したケースもあり。

⑥最終処分場（埋立）は200ヶ所が運営中で残容量は充分ある。300ヶ所は埋立完了し、公園やリサイクルプラント用地になっている。

⑦主灰は各地方政府の最終処分場へ持ち込み埋立。民間の最終処分場への持ち込みも奨励。飛灰は有害廃棄物であり民間処理業者での処理を奨励。

2.2 産業廃棄物排出量と処理状況

①産廃の排出量は2200万t/年で、この内有害廃棄物は150万t/年。

②排出者が排出者責任で処理するのが原則。自社処理では量が少なくコスト高となり、処理が困難な場合は処理会社へ委託。

③多くの排出事業者が協同で処理施設を設置している例も多い。（小さな病院の有害廃棄物など）

④中央政府は台湾北部・中部・南部の3ヶ所に有害廃棄物処理センターを設置し、資格審査を行い処理業者に資格を与える構想がある。

⑤中央政府は産業廃棄物管理センターを設置した。各事業者からの廃棄物排出量把握や処理業者の認定等積極的な管理をしている。認定合格は現在約100社。

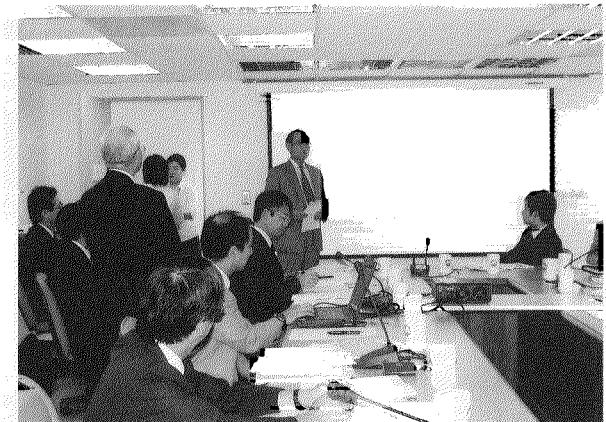
⑥産業廃棄物をインターネットで管理するため、電子マニフェストやGPSを使用した輸送車管理をスタートしている。（日本でもテスト中であり、台湾の方が進んでいる？）

2.3 資源回収（リサイクル）の状況

①政府が基金（60億NT\$/年 ≈ 200億円/年）を設置し、民間の回収業者、処理業者へ補助。処理業者数は200社。

②基金は容器製造業者や家電メーカー、自動車部品メーカーなどからの支払いを義務化して賄っている。

例：ペットボトル 1 NT\$ (3.3円)/本の支払い



萩原団長による主旨説明

③PETボトル・鉄・アルミ等の容器類、家電品他32種を分別回収。

2.4 排水処理（家庭汚水）の状況

①普及状況

家庭排水の処理	普及率
公共下水処理	11%
コミュニティ（地域）処理	9%
家庭での浄化槽	5%
計	25%

残りの75%は古いシステムで下水へ放流。

②コミュニティ処理では、100家族以上だと自分で設置する必要。また2000年以降に建設された住宅は、浄化槽の設置義務あり。

③公共下水道処理プラント新設は86ヶ所が計画され、18ヶ所が建設中で内16ヶ所完成、70ヶ所（内36ヶ所はPFI）は計画中。PFIが奨励されている。

3. Q & A

Q1. PFIが採用された理由は？

A1. 主要な理由は以下3点

- ①政府のポリシーとして、政府関与を少なくしスリム化を図る。
- ②社会福祉への負担増大等による財政問題の改善。
- ③効率アップ（建設に従来5～6年かかっていたがスピードアップが図れる）。

Q2. PFI成功に何年かかった？うまくいかなかったケースは？

A2. 成功した事例では政府の支援（住民か

らの抗議等に）が有効であった。またごみ搬入量をEPB（地方政府）が保証（契約書に追記）する方策も成功の要因と考えられる。

一方、失敗した事例では民間産廃施設があり、設備を良くした結果で処理価格がアップし搬入量が減って失敗した。処理価格により、より安い業者での処理及び不法投棄等の傾向となつた。

- Q3. PFIに政府の補助金は出るか？
A3. ごみ焼却プラントでは全額民間負担で

政府の補助金は出ない。（建設費と運営費はチッピングフィーで払われる。）政府は土地を探す便宜は図る。

尚 エコタウンのリサイクル施設では補助金あり。

- Q4. SPCが破綻した時の対応は？

A4. 政府はできるかぎり支援はするが、最終的には 契約書に取り決められている処置となる。

（担当：武田、長田、中沢）



陳 雄文 處長 挨拶



質疑状況



質疑状況



質疑状況